

# 一般社団法人日本ビジネスプロセス・マネジメント協会 定 款

## 第1章 総 則

(名 称)

第1条 本会は、一般社団法人日本ビジネスプロセス・マネジメント協会（英文名 Japan Business Process Management Association、略称「日本BPM協会」または、「BPM-J」）と称する。

(主たる事務所の所在地)

第2条 本会は、主たる事務所を東京都港区に置く。

## 第2章 目的及び事業

(目 的)

第3条 本会は、ビジネスプロセス・マネジメント（仕事のやり方を現場中心で継続的に改善する業務管理手法）に関する調査・研究、研究会の開催、人材育成等を行い、その普及と実践を促進することにより、企業や団体の経営革新を図り、わが国の社会・経済及び産業の健全な発展に寄与することを目的とする。

(事 業)

第4条 本会は前条の目的を達成するために次の事業を行う。

- (1) ビジネスプロセス・マネジメントに関する調査、研究及び指導
- (2) ビジネスプロセス・マネジメントに関する普及、啓発及び表彰
- (3) ビジネスプロセス・マネジメントに関する情報の収集、分析、提供及び出版
- (4) ビジネスプロセス・マネジメントに関する人材育成及び資格認定
- (5) ビジネスプロセス・マネジメントに関する国内外諸機関との交流
- (6) 前各号に掲げるもののほか、本会の目的を達成するために必要な事業

## 第3章 会 員

(種 別)

第5条 本会に次の会員を置く。

- (1) 正 会 員 本会の目的に賛同して入会した法人及び個人並びにこれらの者を構成員とする団体
  - (2) 賛助会員 本会の事業に協力しようとするもの
  - (3) 特別会員 本会の要請に応じて入会しようとするもの
- 2 前項の正会員をもって一般社団法人及び一般財団法人に関する法律（以下「法人法」という。）上の社員とする。

(会員の資格取得)

第6条 本会の会員になろうとするものは、理事会が別に定めるところにより、申し込みをし、その承認を受けなければならない。

(会 費)

第7条 正会員及び賛助会員は、総会において別に定める会費規程に基づき会費を納めなければならない。

(任意退会)

第8条 会員は、理事会で定める退会届を提出することにより、任意にいつでも退会することができる。

(除 名)

第9条 会員が次の各号のいずれかに該当する場合には、総会の決議により、当該会員を除名することができる。

- (1) 本会の定款その他の規則に違反したとき
  - (2) 本会の名誉を傷つけ、又は本会の目的に反する行為をしたとき
  - (3) その他除名すべき正当な事由があるとき
- 2 前項の規定により会員を除名するときは、当該会員に対し、総会の1週間前までに、理由を付して除名する旨を通知し、総会において、決議の前に弁明の機会を与えなければならない。
- 3 本条第1項により除名が決議されたときは、当該会員に対し除名を通知する。

(会員の資格喪失)

第10条 会員が次の各号のいずれかに該当する場合には、その資格を喪失する。

- (1) 第7条の納入義務を、3か月以上履行しなかったとき
  - (2) 総正会員が同意したとき
  - (3) 法人又は団体が解散したとき
  - (4) 死亡又は失踪宣告を受けたとき
  - (5) 成年被後見人又は被保佐人になったとき
- 2 会員がその資格を喪失したときは、本会に対する権利を失い、義務を免れる。ただし、未履行の義務は、これを免れることができない。
- 3 会員がその資格を喪失しても、既に納入した会費その他の拠出金品は返還しない。

## 第4章 会員総会

(構 成)

第11条 会員総会は、すべての正会員をもって構成する。

- 2 会員総会をもって、法人法上の社員総会とする。

(権 限)

第12条 会員総会は次の事項について決議する。

- (1) 会費規程の制定及び改変
- (2) 会員の除名
- (3) 理事及び監事の選任又は解任
- (4) 理事及び監事の報酬等の額
- (5) 計算書類の承認
- (6) 定款の変更
- (7) 解散及び残余財産の処分
- (8) その他会員総会で決議するものとして法令又はこの定款で定められた事項

(開 催)

第13条 会員総会は、定時会員総会として、毎事業年度終了後3カ月以内に開催し、臨時会員総会として、必要がある場合に開催する。

(招 集)

第14条 会員総会は、法令に別段の定めがある場合を除き、理事会の決議に基づき会長が招集する。

2 会員総会を招集する場合は、日時及び場所並びに会議の目的たる事項、召集の理由及びその内容を示した書面をもって、開会の日の2週間前までに通知しなければならない。

(議 長)

第15条 会員総会の議長は、会長がこれに当たる。

2 会員総会の議長は、会長が欠けたとき又は会長に事故があるときは、出席正会員の中から選出する。

(議決権)

第16条 会員総会における議決権は、正会員1名につき1個とする。

(決 議)

第17条 会員総会の決議は、法令又はこの定款に別段の定めがある場合を除き、総正会員の議決権の過半数を有する正会員が出席し、出席した当該正会員の議決権の過半数を持って行う。

2 前項の規定にかかわらず、次の決議は、総正会員の半数以上であって、総正会員の議決権の3分の2以上にあたる多数をもって行う。

- (1) 会員の除名
- (2) 監事の解任
- (3) 定款の変更
- (4) 解散
- (5) その他法令で定められた事項

(書面による決議)

第18条 会員総会に出席できない正会員は、あらかじめ通知された議案について、書面をもって又は代理人への委任をもって、議決権の行使をすることができる。

2 前項の場合においては、当該議決権の数を前条の出席した会員の議決権の数に算入する。

(議事録)

第19条 会員総会の議事について、法令で定めるところのより議事録を作成する。

2 議長及び出席した理事1名は、前項の議事録に記名押印する。

## 第5章 役員

(種類及び定数)

第20条 本会に次の役員を置く。

- (1) 理事 3名以上20名以内
  - (2) 監事 1名以上3名以内
- 2 理事のうち、1名を会長とする。

- 3 理事の中から、副会長及び専務理事を置くことができる。
- 4 本条第 2 項の会長をもって法人法上の代表理事とし、副会長及び専務理事の内各 1 名を法人法上の代表理事とすることができる。
- 5 法人法上の代表理事以外の理事の内 3 名以内を、法人法第 9 1 条第 1 項第 2 号の業務執行理事とすることができる。

(選 任)

第 2 1 条 理事及び監事は、会員総会の決議によって選任する。

- 2 会長、副会長及び専務理事は、理事会の決議により選定する。

(理事の職務及び権限)

第 2 2 条 理事は理事会を構成し、法令及びこの定款で定めるところにより、業務を執行する。

- 2 会長、副会長及び理事は、法令及びこの定款で定めるところにより、以下の職務を行う。
  - (1) 会長は、本会を代表し業務を統括する。
  - (2) 副会長は、会長を補佐する。
  - (3) 専務理事は、会長及び副会長を補佐し、本会の業務を執行する。
- 3 法人法上の代表理事及び業務執行理事の身分を有する理事は、毎事業年度に 4 カ月を超える間隔で 2 回以上、自己の職務執行の状況を理事会に報告する。

(監事の職務及び権限)

第 2 3 条 監事は、理事の職務の執行を監査し、法令の定めるところにより、監査報告を作成する。

- 2 監事は、いつでも理事及び使用人に対して事業の報告を求め、この法人の業務及び財産の状況の調査をすることができる。

(任 期)

第 2 4 条 理事及び監事の任期は、選任後 2 年以内に終了する事業年度のうち、最終のものに関する定時会員総会終結の時までとする。ただし、再任を妨げない。

- 2 補欠として選任された理事又は監事の任期は、前任者の任期の満了する時までとする。
- 3 増員により選任された理事の任期は、他の在任理事の任期の残存期間と同じとする。
- 4 理事又は監事は、第 20 条に定める定数に足りなくなるときには、任期の満了又は辞任により退任した後も、新たに選任された者が就任するまで、なお、理事又は監事として権利義務を有する。

(解 任)

第 2 5 条 理事及び監事は、会員総会の決議によって解任することができる。

(報 酬)

第 2 6 条 理事及び監事は、無報酬とする。ただし、常勤の理事及び監事に対しては、会員総会において定める総額の範囲内で、報酬等の支給基準に従って算定した額を、報酬等として支払うことができる。

- 2 理事及び監事には、その職務を行うために要する費用の支払をすることができる。

(損害賠償責任の免除)

第27条 理事及び監事は、その任務を怠ったときは、本会对し、これによって生じた損害を賠償する責任を負う。

- 2 前項の規定にかかわらず、法令の定める要件に該当する場合には、理事会の決議によって、賠償責任額から法令に定める最低責任限度額を控除して得た額を限度として、損害を賠償する責任を免除することができる。

## 第6章 理事会

(構成)

第28条 本会に理事会を置く。

- 2 理事会は、すべての理事をもって構成する。
- 3 理事会の議長は、会長がこれに当たる。
- 4 理事会の議長は、会長が欠けたとき又は会長に事故があるときは、出席理事の中から選出する。

(権限)

第29条 理事会は、次の職務を行う。

- (1) 本会の業務執行の決定
- (2) 理事の職務の執行の監督
- (3) 会長及び副会長並びに専務理事、業務執行理事の選定及び解職
- (4) 副会長並びに専務理事のうち法人法上の代表理事とする者の選定及び解職
- (5) その他、法令又はこの定款で定められた事項

(招集)

第30条 理事会は会長が、招集する。

- 2 会長が欠けたとき又は会長に事故があるときは、副会長が理事会を招集する。

(決議)

第31条 理事会の決議は、決議についての特別の利害関係を有する理事を除く理事の過半数が出席し、その過半数をもって行う。

- 2 理事が理事会の決議の目的である事項について提案をした場合において、その事項について決議に加わることができる理事の全員が書面又は電磁的記録により同意の意思表示をしたときは、その提案を可決する旨の理事会の決議があったものとみなす。

ただし、監事がその提案について異議を述べたときは、この限りでない。

(議事録)

第32条 理事会の議事については、法令で定めるところにより、議事録を作成する。

- 2 出席した会長及び監事は、前項の議事録に記名押印する。

## 第7章 委員会

(委員会)

第33条 本会は、事業の円滑な遂行のため、理事会はその決議により、委員会を設置することができる。

- 2 委員会の任務、構成及び運営に関し必要な事項は、理事会の決議により別に定める。

## 第8章 顧問

(顧問)

第34条 本会は、理事会の決議を経て、顧問を置くことができる。

2 顧問は、学識経験者又は本会に功労のあった者として、本会の運営に関して会長の諮問に答え又は会長に対して意見を述べる。

(選任等)

第35条 顧問の選任等は、理事会の定めるところによる。

2 顧問の任期は、第24条第1項の規定による理事の任期を適用する。ただし、再任を妨げない。

## 第9章 基金

(募集と返還)

第36条 本会は、基金を引き受ける者の募集をすることができる。

2 抛出された基金は、基金の抛出者と合意した期日まで返還しない。

3 基金の返還の手続については、返還する基金の総額について定時会員総会の決議を経るものとするほか、基金の返還を行う場所及び方法その他の必要な事項を理事会において別に定めるものとする。

## 第10章 資産及び会計

(事業年度)

第37条 本会の事業年度は、毎年4月1日に始まり翌年3月31日に終わる。

(事業計画及び収支予算)

第38条 本会の事業計画書及び収支予算書は、毎事業年度の開始の日の前日までに会長が作成し、理事会の決議を経て当該年度開始直後の会員総会で報告しなければならない。

2 前項の規定により作成した事業計画書及び収支予算書は、理事会の決議により、変更することができる。

(事業報告及び決算)

第39条 本会の事業報告及び決算については、毎事業年度終了後3箇月以内に、会長が次の書類を作成し、監事の監査を受けた上で、理事会の承認を受けなければならない。

(1) 事業報告

(2) 事業報告の附属明細書

(3) 貸借対照表

(4) 損益計算書(正味財産増減計算書)

(5) 貸借対照表及び損益計算書(正味財産増減計算書)の附属明細書

2 前項の承認を受けた書類のうち、第1号、第3号、第4号の書類については、定時会員総会に提出し、第1号の書類についてはその内容を報告し、その他の書類については承認を受けなければならない。

(剰余金の処分)

第40条 本会は、決算で生じた剰余金を翌事業年度に繰り越すものとし、分配は行わない。

## 第11章 定款の変更及び解散

(定款の変更)

第41条 この定款は、会員総会の決議を経て変更することができる。

(解散)

第42条 本会は、会員総会の決議その他法令で定められた事由により解散する。

(残余財産の帰属)

第43条 本会が清算する場合において有する残余財産は、会員総会の決議を経て、公益社団法人及び公益財団法人の認定等に関する法律第5条第17号に掲げる法人又は国もしくは地方公共団体に贈与するものとする。

## 第12章 公告

(公告)

第44条 本会の公告は、電子公告による。

- 2 事故その他のやむを得ない事由により前項の電子公告ができない場合は、官報による。

## 第13章 事務局

(設置)

第45条 本会の事務を処理するため、事務局を設置する。

- 2 事務局には、事務局長及び所要の職員を置く。
- 3 事務局長は、理事会の決議を得て会長が任免し、職員は会長が任免する。

## 第14章 附則

(設立時社員の氏名及び住所)

第46条 当法人の設立時社員の氏名及び住所は、次のとおりである。

神奈川県横浜市港北区大曾根二丁目6番4号

秋山守由

東京都江戸川区中央四丁目5番15-303号

横川省三

東京都港区芝公園三丁目1番22号

株式会社クロスオーバー

代表取締役 太田大作

(設立時の役員)

第47条 当法人の設立時の理事及び監事は、次のとおりとする。

設立時理事 秋山守由

設立時理事 横川省三

設立時理事 太田大作

設立時監事 大塚俊彦

(最初の事業年度)

第48条 当法人の最初の事業年度は、当法人成立の日から平成26年3月31日までとする。

(定款に定めのない事項)

第49条 この定款に定めのない事項については、すべて法人法その他の法令の定めるところによる。

(附 則) (平成29年12月28日改正)

1. この定款は、平成29年12月28日より施行する。

定款改正年月日      平成28年6月14日      平成29年12月28日